

## 第 1 回定例会議事日程（第 5 号）

- 第 1 議案第 2 0 号 3 0 m 級先端屈折式はしご自動車の購入について
- 第 2 議案第 2 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 3 議案第 2 2 号 いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 2 3 号 いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 2 4 号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 2 5 号 いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 2 6 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 8 請願第 3 号 生福保育所民間移管計画の慎重な検討を求める請願
- 第 9 議案第 2 7 号 市道の廃止及び認定について
- 第 1 0 議案第 2 8 号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 2 9 号 いちき串木野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 3 0 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 3 1 号 いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 陳情第 1 号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情
- 第 1 5 予算議案第 1 号 令和 3 年度いちき串木野市一般会計予算
- 第 1 6 国特予算議案第 1 号 令和 3 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 1 7 市場特予算議案第 1 号 令和 3 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第 1 8 介特予算議案第 1 号 令和 3 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 1 9 後特予算議案第 1 号 令和 3 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 0 水道予算議案第 1 号 令和 3 年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第 2 1 下水道予算議案第 1 号 令和 3 年度いちき串木野市下水道事業会計予算
- 第 2 2 議案第 3 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 3 議案第 3 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 4 議案第 3 4 号 いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 3 5 号 いちき串木野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 6 議案第 3 6 号 いちき串木野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 2 7 閉会中の継続審査について
- 第 2 8 閉会中の継続調査について
- 第 2 9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第5号（3月26日）（金曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	(欠員)
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

---

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課	長	出水喜三彦君
副市	長	中屋謙治君	市来支所	長	橋口昭彦君
教育	長	相良一洋君	教委総務課	長	瀬川大君
総務課	長	東浩二君	消防	長	若松勝司君
政策課	長	北山修君			

---

令和3年3月26日午前10時00分開議

△開 議

**○議長（下迫田良信君）** これから本日の会議を開きます。

△報 告

**○議長（下迫田良信君）** まず、報告します。

監査委員から報告のあった令和2年度1月分の例月出納検査の結果及び監査報告第5号並びに第6号をお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった令和2年度教育委員会事務事業点検・評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第21

議案第20号～下水道予算議案第1号一括上程

**○議長（下迫田良信君）** それでは、日程第1、議案第20号から日程第21、下水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長福田清宏君登壇]

**○総務厚生委員長（福田清宏君）** おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案7件、継続審査の請願1件及び継続審査の陳情2件の計10件であります。

去る3月9日に委員会を開催し、継続審査の陳情2件を除き、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第20号30m級先端屈折式はしご自動車の購入についてであります。

本案は、30m級先端屈折式はしご自動車の購入について、去る1月20日に指名競争入札を執行した結果、購入価格1億9,536万円で、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役、尾曲昭二を落札業者と決定し、仮契約を締結したことに基づき、いちき串木野市議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、まず、現在所有する車両との相違や改良点について質したところ、今回購入予定のはしご車は、建物の10階まで対応でき、先端部分が80度の角度で屈折することにより、手すりなどの障害物を回避して使用できる構造となっている。先端のバスケットは、現在のはしご車は脱着式であるが、今回は先端に固定されている。また、現在のはしご車はマイナス11度まで傾斜できるが、今回はマイナス17度まで傾斜できるので、堤防より低いところや海面などでも対応可能となり、水難救助等にも活用が期待できるとの答弁であります。

次に、常備消防用としてのはしご車の必要性についての考え方と納車の時期及び現在所有する車両の売却方法について質したところ、現在所有するはしご車は24メートル級で、平成2年度の導入後30年が経過し、経年劣化は否めないことから、万が一を考え、万全の備えを確保するためと石油コンビナートの防災の中でも重要であるために、今回更新が必要であると考えている。

また、納車の時期については、来年1月中を予定し、現在所有する車両については、更新後の公売やオークションによる売却を検討したいとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議案第21号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、辺地事業として、下山、平山、小ヶ倉ほか6地区の辺地に係る公共的施設の整備事業を実施するに当たり、同施設の総合整備計画を策定するため議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、現行の辺地に係る公共的施設の総合整備計画が5年間の期間満了となり、今回新たに令和3年度から令和7年度までの5か年間の計画を策定するもので、この5か年間の7地区にかかる整備事業費総額は3億2,780万円を見込んでいるとのことであります。

なお、この総合整備計画を策定することにより辺地対策事業債が活用できることとなり、道路等の整

備に係る起債対象充当率は100%で、これに対する交付税措置率は80パーセントであるとのことであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、鹿児島県乳幼児医療費助成事業の対象者が未就学児から非課税世帯の高校生までに拡充されることを踏まえ、本市の助成対象を見直すため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、本年4月1日以降は、医療費の窓口無料化について、非課税世帯の高校生まで対象が拡大されるとのことであります。

審査の中で、今回新たに助成の対象となる非課税世帯の人数について質したところ、255名と推計しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の減額の基準について、基礎控除額相当分の基準額を引き上げようとするものであります。

今回の改正は、平成30年度の税制改正で所得税が改正されたことに伴い、令和3年度の軽減判定基準を改正しようとするものであります。

説明によりますと、まず、税制改正に伴う国民健康保険税への影響については、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、給与収入や公的年金等収入の事例では、給与所得控除及び公的年金等所得控除の控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられるため課税所得が同額となり、課税額は税制改正前と同額で、実質的な影響はない。また、フリーランスや自営業等の事例では、収入から差し引く必要経費の取扱いに変更はないので、基礎控除の控除額のみが10万円の増額となり、これまでと同額の収入、必要経

費の場合は課税所得が10万円の減額となるので、課税額も減額となるとのことであります。

次に、軽減判定所得基準の見直しについては、国民健康保険税の減額対象となる所得基準について軽減判定所得の算定を行う際に、7割軽減、5割軽減、2割軽減の基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に10万円引き上げ、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等支給者が2人以上いる世帯に限っては、その合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算する見直しを行う。この見直しは、変更前と同様の取扱いにするための措置であり、実質的な影響はないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき介護保険料率等を定めるため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、第8期計画は、第7期までの実績を踏まえ、介護医療院の増床、認知症デイサービス利用者の人員増加等を見込み、給付費を算定している。その結果に基づき、今回保険料を改正しており、保険料の基準となる第5段階では、現在の7万1,900円から7万7,800円に改正され、5,900円、約8.2%の増となる。

また、本市の介護保険料は、県内19市中、高いほうから7番目になるとの見込みであるとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が施行されることに伴い、急速充電設備の出力基準等を見直すため改正しようとするものであります。

説明によりますと、電気自動車等を充電するための全出力50キロワットを超える急速充電設備につい

て需要が増加したことから、今回、全国統一的な基準として、全出力の上限を200キロワットに拡大するとともに、火災予防上の必要な措置を定めるとのことです。

審査の中で、急速充電設備の設置状況について質したところ、大里の留盛自動車と薩摩山のロータス串木野中央スズキが出力20キロワットの設備を1基ずつ所有しているが、50キロワットを超え200キロワット以下の設備は本市にはないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正は、指定地域密着型サービス事業所の18事業所、及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の11事業所並びに指定介護予防支援事業所の地域包括支援センターに係る改正となっているとのことです。

改正内容については、感染症対策の強化のほか、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携によるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進、介護保険等関連情報の収集・活用及びPDCAサイクルの推進の9項目の共通事項の改正がなされたものであります。

また、そのほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の改正として、人材の有効活用や、地域と連携した災害への対応の強化、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、過疎地域等におけるサービス提供の確保、認知症グループホームの確保の5項目について改正されたものであります。

審査の中で、事業所への周知方法について質したところ、省令等の改正の国、県からの通知等については、市が指定する介護保険事業者には随時周知しており、今後も実地指導や集団指導などの機会を捉え、周知・確認をしていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号生福保育所民間移管計画の慎重な検討を求める請願についてであります。

本件は、いちき串木野市上名210-2、未来の宝を守る会会長、大迫洋幸氏ほか99名から提出されたものであります。

請願の趣旨は、市立生福保育所が令和4年4月から民間移管されると市から直接説明を受け、保護者に個別のアンケート調査はなく、財政難を理由に決定されたことに大変驚きや不安を抱いている。保護者は、子どもが卒園するまでは今と変わらない環境で最後まで楽しく過ごせることを望んでおり、少なくとも民間移管前提で入園していない在園児が卒園する令和7年度まで、そして、それ以降の入園児が不安にならないような、保護者が安心して子どもを預けられるような保育環境を維持できるよう、継続して慎重に審議するよう求めるものであります。

なお、審議に先立ち、紹介議員である中村敏彦議員及び福祉課職員からの聞き取りを行ったところでもあります。

審査の中で、これまで公立と私立が共存して市の保育は保たれてきた。法的な責任も含め、生福保育所が担ってきた部分もあったことを考えると、採択すべきとの意見が述べられた一方、地域での聞き取りや保護者への説明会においても反対意見がほとんどないこと等を考慮するならば、この請願は不採択とすべきとの意見等が述べられました。

また、これまで、平成21年4月に照島保育所、平成23年4月に市来保育所が民間移管したが、一生懸命な取組により、サービスが非常によくなったとの意見のほか、民間移管されても保育所に勤務している正規職員の身分は保障され、研修等を進めながら一般行政職への配置転換となる。この方々が元気に仕事を続けられるような体制を整えてほしいとの意

見や、民間に移管した場合には、子どもたちが安心して成長できる環境づくりと施策の充実を図り、サービスが低下しないように取り組んでもらいたいとの意見が述べられたのであります。

本件は、採決の結果、賛成者少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第20号30m級先端屈折式はしご自動車の購入について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第21号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第22号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号生福保育所民間移管計画の慎重な検討を求める請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案についてお諮りします。

本案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立少数であります。

したがって、本案は不採択することに決定しました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田中和矢君登壇〕

**○産業教育委員長（田中和矢君）** 産業教育委員長報告をいたします。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案5件、継続審査の陳情1件の計6件であります。

去る3月10日に委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査経過の概要と結果について

御報告申し上げます。

まず、議案第27号市道の廃止及び認定についてであります。

本案は、麓土地区画整理事業区域内の一部路線を廃止するとともに、整備した道路を市道認定するため、道路法第8条第2項及び第3項の規定により議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、今回の市道の廃止と認定で地方交付税にどのくらい影響するのかと質したところ、廃止分が約135万円の減、認定分が約315万円増え、差引き180万円ほどの増になるとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、学校評議員の廃止に伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、平成29年度に全小中学校に学校運営協議会制度を導入したが、初めての導入であるため、試行期間として、従来の学校評議員制度も残っていた。学校運営協議会も軌道に乗り、令和元年度には、生冠中学校の学校運営協議会が地域学校共同活動で文部科学大臣賞を受賞するなど、各小中学校で地域や児童生徒の実態に応じた様々な工夫した取組が推進され、円滑な運営が行われていることから、今回、従来の学校評議員制度を廃止したとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号いちき串木野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地価の下落や社会情勢の変化を踏まえ、道路占用料の額を改正しようとするものであります。

審査の中で、減額改定による影響額について質したところ、市道で48万9,000円の減、農道・林業関係で3万8,000円の減との答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号いちき串木野市営住宅条例の一



部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、塩屋堀住宅、袴田住宅及び胡麻堀住宅のそれぞれ1棟1戸を用途廃止するため改正しようとするものであります。

審査の中で、建設してから60年以上たっている住宅にまだ多くの人が入居している。ほかの市営住宅へ移転してもらおうとの考えはないのかと質したところ、比較的新しい住宅へ入居してもらおうと考えているが、家賃の問題で移転が進まないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行により、歩行者利便増進道路の指定制度などが創設されたため改正しようとするものであります。

説明によりますと、歩行者利便増進道路とは、賑わいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安全・快適に通行・回遊できる空間が整備され、歩道等の拡幅、並木、駐車場等の新設等を定めることができるとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市御倉町125番地、木下香里氏から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、子どもたちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため20人学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのためには、国は、義務教育標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てることというものであります。

審議の中で、20人学級を展望するのはかなり厳しい状況があるが、趣旨自体は賛同できるので趣旨採択すべきとの意見が述べられた一方、新型コロナウイルス対策という短期的な目的と、教育の質の向上のための教員配置という長期的な目的は分けて考え

るべきである。また、少人数学級が学力向上に直接的に繋がることはない。議会としても、35人学級を推進する意見書を国に提出しているので、まずはその経過を見なければならぬとの意見。また、極端に20人という数字が出てきて、先生の人数の確保など対応ができず、極論であるとの意見。さらには、教職員の定数改善計画とうたっているが、教職員の働き方改革を進めるべきであり、人数を増やせばどうにかなるという問題ではないとの意見が述べられたのであります。

本件は、採決の結果、賛成者少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査結果の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これから産業教育委員長への報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第27号市道の廃止及び認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第28号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号いちき串木野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案についてお諮りします。

本案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立なしと認めます。

したがって、本案は不採択することに決定しました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長竹之内 勉君登壇〕

**○予算審査特別委員長（竹之内 勉君）** 私ども予算審査特別委員会に付託された案件は、一般会計予算議案1件及び特別会計予算議案4件並びに企業会計予算議案2件の計7件であります。

去る3月8日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月12日、15日及び17日の3日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、現地調査を実施したところであります。

最初に、予算議案第1号令和3年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億5,500万円とするものであります。これは、前年度当初予算と比較すると3億4,500万円、2.2%の増となります。

第2条で債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条で地方債の起債の目的及び限度額を、第4条で一時借入金の最高額を、第5条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

令和3年度の予算は、第2次総合計画を踏まえ、産前・産後のサポート充実や公園整備などによる子

育て環境の充実、新たな工業団地の整備計画を含めた産業振興・雇用対策、内水氾濫浸水対策などによる安心・安全なまちづくり、行政のデジタル化に向けた取組などの施策を展開する一方、歳入においては、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による税収減、各種譲与税や交付金等の減少など、また、歳出においては、公債費をはじめとした義務的経費の増加が見込まれるため、財政調整基金等からの繰入れにより予算が編成されております。

引き続き厳しい財政状況が見込まれることから、新たな財政改善計画に基づき、事務事業の見直し、補助金の見直し等を着実に推進するとともに、効率的で持続可能な財政運営に努めるものであります。

まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1 款市税28億7,997万5,000円は、前年度に対し6,032万円、2.05%の減であります。減額になる税目は、市民税、固定資産税、市たばこ税及び入湯税で、法人市民税においては、法人数を6社増と見込んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、製造業、サービス業、卸小売、飲食店等の収入減が見込まれるため、3業種で1,700万円、22.04%の減を見込んでいるとのことであります。

固定資産税については2,162万9,000円の減が見込まれており、土地の下落が続く中、令和3年度は評価替の年であり、土地・家屋ともに評価替による減が主なる要因とのことであります。

そのほか、軽自動車税は前年度比で446万4,000円の増を見込んでいるとの説明であります。

次に、2 款地方譲与税であります。

地方揮発油譲与税は、前年度比で490万3,000円、自動車重量譲与税は996万8,000円の減額であります。

次に、7 款地方消費税交付金は、前年度比1,700万円減の5億9,000万円であります。

次に、10 款地方交付税は、前年度と同額の48億5,000万円の計上で、内訳は、普通交付税が42億5,000万円、特別交付税が6億円であります。

なお、令和3年度から国勢調査の人口が反映されるとのことであります。

次に、13 款使用料及び手数料であります。住宅使用料9,190万5,000円は、27団地480戸及び特定公共

賃貸住宅2戸の家賃収入であります。定住促進住宅等使用料1,075万3,000円は、酔之尾東団地64戸と羽島、荒川、旭の地域振興住宅の家賃収入及び駐車場使用料であります。

委員の中から、酔之尾東の定住促進住宅について、入居率が63%程度と低い数値になっている。学校も近く、交通や買物の利便性もよく、家賃も安いことから、子育て団地として足りない部分を改善し、人口増対策につなげてほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、17 款寄附金であります。ふるさと納税寄附金は、令和2年度の実績を踏まえ、前年度比8億円増となる20億円の計上であります。

委員の中から、令和2年度実績が20億円近くになり、とても評価している。国の規定を守り、鋭意努力を重ね、さらに増えることを期待したいとの意見が述べられたのであります。

次に、18 款繰入金13億7,654万3,000円は、前年度比785万3,000円の増であります。増減の主なるものは、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金基金繰入金が1億4,916万3,000円の減、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金繰入金は、はしご付消防自動車購入に伴い、1億8,287万8,000円の増であります。

財政調整基金繰入金は、前年比1億1,800万円減の2億2,700万円であります。

なお、令和3年度末の基金残高の見込みは、財政調整基金が12億8,922万8,000円、市債管理基金が12億689万9,000円で、その他の特定目的基金を合わせた合計は56億6,315万3,000円となり、令和2年度末と比較して3億6,588万3,000円の減となる見通しのことであります。

次に、21 款市債8億2,066万8,000円は、前年度比4億2,696万6,000円の減であります。減の主なる要因は、合併特例債を活用した串木野・市来両庁舎の改修の終了に伴い3億810万円の減、麓土地区画整理事業の整備終了に伴い2億3,530万円の減であります。

令和3年度末の市債残高は199億7,154万1,000円の見込みで、後年度の交付税措置率を59.6%と見込

んでいるとのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費についてであります。

新規事業として、第2次総合計画後期基本計画策定事業、冠嶽芸術文化村構想推進事業、新工業団地整備基本計画策定事業、各種証明書コンビニ交付関連経費などが計上されております。

審査の中で、新工業団地整備基本計画策定事業における工業団地の規模や場所についてどのように想定しているのかと質したところ、面積として2ヘクタールから3ヘクタール程度の小さな工業団地で、海沿いではなく、内陸部を想定しているとの答弁であります。

また、地域おこし協力隊活動経費について、今回新たに清泉女子大学から3人を受け入れるが、どのような活動を目指していくのかと質したところ、活動内容としては、食や観光を中心とした交流人口拡大の取組、子育て世代や若い世代が必要としている子育てに関する情報発信、多文化共生社会の実現を目指した市内外国人との交流を図る取組をプロモーション業務として行うとともに、冠嶽芸術文化村構想の活動においても住民と一緒に取り組むことを想定しているとの答弁であります。

そのほか、委員から、冠嶽芸術文化村構想推進事業について、事業を進める上では地域との連携がとても大切である。地域の方々みんなに目を向けてもらえるような取組、体制づくりを期待したいとの意見が述べられたのであります。

次に、3款民生費においては、新規事業として、市内の6保育園や児童クラブや子育て支援センターに対して、マスクや消毒液等を購入する新型コロナウイルス感染症対策事業、新型コロナウイルス感染拡大防止事業が計上されております。

委員の中から、長寿祝金支給事業について、支給年齢の見直し検討はしなかったのかと質したところ、近隣市町では80歳支給をやめているところもあり、また、平均寿命が80歳を超えていることから、来年度以降年齢の見直しを検討したいとの答弁であります。

次に、4款衛生費においては、新規事業として、

産前・産後サポート事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などが計上されております。

審査の中で、危険廃屋等解体撤去工事補助金について、小学校の通学路に危険廃屋が数か所あるが、数年そのままの状態であり、年々危なくなる一方である。早急に対処すべきではないかと質したところ、所有者に文書を出しても無反応なところ、相続関係でもめているところ、相続人がいないところなどがあり、苦慮している。空家等対策協議会において特定空家に認定し、指導・勧告・命令等の措置を取り、その後に行行政代執行を行う法的措置も今後考えていかなければならないとの答弁であります。

次に、5款労働費は、働く女性の家に関わる指定管理委託料及び市立ハローワーク運営事業費などの計上であります。

次に、6款農林水産業費においては、新規事業として、農業振興地域整備計画策定事業、照島地区浸水対策事業、林道点検診断保全整備事業などが計上されております。

審査の中で、照島地区浸水対策事業について、基礎調査の内容と調査後の計画をどのように想定しているかと質したところ、地形図及び現地測量を行い、樋門にピーク時でどれだけの雨量が流れてくるのか、また、樋門の流下能力が適正かどうかを含めて、対策案の検討を行う。そして調査結果を基に、どのような工法で神村学園周辺の浸水を回避できるかについて検討し、その後、関係機関との調整を行い、これが実施可能なものかどうか判断するところまで今回の委託で行いたいとの答弁であります。

また、藻場環境推進事業について、食害防止網つきKバンクリーフを昨年度から導入しているが、成果の状況次第では基数を増やすなど対応を考えていくべきではないかと質したところ、Kバンクリーフの状況としては、稚エビも確認でき、海藻も多く繁殖し、非常に良好である。4漁協がそれぞれ1か所に2基ずつ設置することから、状況を確認した上で今後どうするかを検討したいとの答弁であります。

次に、7款商工費においては、ふるさと納税事業を20億円計上し、積極的に実施するほか、新規事業として、冠岳観光資源活用PR事業、B&G海洋セ

ンタープール海水ポンプ設備修繕事業、総合運動公園排水流下能力調査検討事業などが計上されております。

審査の中で、市来駅業務委託について、管理業務を行う時間帯を、利用者の立場に立ち、安心・安全面に配慮するならば、特に学生の利用が多い朝夕の2時間程度毎日見守るほうがよいのではないかと質したところ、串木野駅で常駐勤務している方の勤務体制や定期券購入などを考慮し、業務委託の時間を決定した。今後の状況を見た上で検討したいとの答弁であります。

そのほか、委員から、清泉女子大学連携協力事業について、インターンシップの受入れなどの取組により、若い方が本市に来て、異なる目線でタイムリーに情報発信することはとても楽しみである。本市の活性化につなげられるよう取り組んでほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、8款土木費において、道路新設改良事業や麓土地区画整理事業を実施するほか、新規事業として、土川線法面改修事業、河川維持工事、文京町団地屋根外壁等改修事業などが計上されております。

審査の中で、内水氾濫浸水対策現況調査事業について、どのような調査をするのか質したところ、現地調査で地形・道路・河川・水路等の既存雨水関連施設の状況調査を行い、浸水被害の実績調査及び浸水の原因、降雨の状況、河川や水路等の整備状況など浸水要因を分析して、浸水対策の方針を検討するとの答弁であります。

また、長崎鼻公園整備事業における整備の全体像と完成の見通しについて質したところ、再整備に関するアンケート調査等での意見として、未就学園児の遊具の設置や、ベビーカーでも入れるバリアフリー化、遊歩道の整備、休憩施設、トイレの増設、案内の設置などの要望がある。他の施設との一体感、公園の魅力である自然や景観面も考慮した上で、整備方針・構想を策定したい。なお、概算事業費を計算した上で、今後、財政的な総合調整が必要となるとの答弁であります。

次に、9款消防費においては、総合防災訓練実施事業のほか、新規事業の消防施設整備事業として、

はしご自動車の更新及び資機材搬送車の整備、消防用ホースの購入、消防団車両の更新、消防団7分団へのAEDの整備などが計上されております。

委員の中から、消防団員出動手当について、1回当たり5,100円の単価は20年近く改定されていないが、団員確保の観点からも引き上げるべきではないかと質したところ、県平均の4,900円と比較しても高いほうにある。鹿児島県消防協会日置支部を構成する日置市とも相談し、検討したいとの答弁であります。

次に、10款教育費においては、新規事業として、学校施設長寿命化計画策定事業、学校給食費口座振替取扱経費などが計上されております。

委員の中から、市教育支援センター事業について、現在20名の小中学生が通っているが、非常に窮屈な状況で、かつ支援員2名では対応がしっかりとできているとは言い難い。また、遠距離で通えない子どももいることから、場所の問題も含めて、体制整備を考えてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、12款公債費22億5,244万5,000円は、前年度と比較し、1億3,543万6,000円の増であります。このうち元金については、合併特例債の償還額の伸びにより1億5,557万8,000円の増となっております。

そのほか歳出の全体的な意見として、新工業団地整備基本計画策定事業に係る770万円の委託料、長崎鼻公園整備事業の構想策定及び基本設計業務に係る2,950万円の委託料について、高額な委託料を支払い、業務を外部委託することは理解に苦しむ。庁内でプロジェクトチームを立ち上げて、できるところは職員に任せることで、高額な委託料は必要ないのではないかと意見が述べられたのであります。

以上が歳入歳出の主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号令和3年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ41億9,274万2,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、一般被保険者国民健康保険税のほか、県支出金及び繰入金が主なるものであります。

歳出においては、保険給付費のほか、国民健康保険事業納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第1号令和3年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24万4,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、串木野青果株式会社の経営状況については、年々売上額・取扱量ともに減少し、依然として厳しい経営が続いている。市としても、今後の運営について、串木野青果株式会社に対し真剣に協議するよう申し入れているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号令和3年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億3,195万6,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、保険料のほか、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計からの繰入金が主なるものであります。

なお、介護保険料の増については保険料率改定によるもので、改正に伴う影響額は合計1万326人、約5,452万円とのことであります。

歳出においては、保険給付費のほか、地域支援事業費が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号令和3年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7,649万8,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、後期高齢者医療保険料のほか、保険基盤安定繰入金が主なるものであります。

なお、後期高齢者医療保険料の増については均等割の軽減特例の見直しによるもので、軽減特例が7.75割軽減から7割軽減になったためであります。

歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号令和3年度いちき串木野市水道会計予算議案についてであります。

令和3年度の業務予定量は、給水戸数1万2,528戸、年間総給水量397万6,000立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なるものは水道料金で、前年比2,210万5,000円の増であります。増の主なる要因は、1日平均の給水量が伸びていること等によるものであります。

次に、収益的収支の支出の主なるものは、原浄給配水費のほか、総係費、減価償却費であります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、水道事業建設企業債であります。

次に、資本的収支の支出の主なるものは、管路耐震化事業のほか、道路維持工事に伴う布設替事業などであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下水道予算議案第1号令和3年度いちき串木野市下水道事業会計予算についてであります。

令和3年度の業務予定量は、排水件数5,056件、年間総処理量146万1,056立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、下水道使用料と他会計補助金であります。

次に、収益的収支の支出の主なるものは、処理場費のほか、総係費、減価償却費であります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、下水道

事業建設企業債であります。

資本的収支の支出の主なものについては、企業債償還金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これから予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、予算議案第1号令和3年度いちき串木野市一般会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号令和3年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市場特予算議案第1号令和3年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号令和3年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号令和3年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号令和3年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、下水道予算議案第1号令和3年度いちき串木野市下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第22～日程第23

議案第32号～議案第33号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第22、議案第32号及び日程第23、議案第33号について、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号及び議案第33号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である濱田米夫氏及び藤田裕子氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き両氏を同候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は、別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、

同意していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これより質疑に入ります。

まず、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている、議案第32号及び議案第33号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号及び議案第33号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（下迫田良信君） 異常なしと認めます。



念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかな投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- 1 番 吉 留 良 三 議員
- 2 番 江 口 祥 子 議員
- 3 番 松 崎 幹 夫 議員
- 4 番 田 中 和 矢 議員
- 5 番 平 石 耕 二 議員
- 6 番 中 村 敏 彦 議員
- 7 番 大六野 一 美 議員
- 8 番 濱 田 尚 議員
- 9 番 中 里 純 人 議員
- 10 番 東 育 代 議員
- 11 番 西別府 治 議員
- 12 番 竹之内 勉 議員
- 13 番 原 口 政 敏 議員
- 15 番 福 田 清 宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に平石耕二議員、中村敏彦議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

[開票・点検]

○議長（下迫田良信君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 13票

反対 1票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。  
次に、議案第33号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は14名です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（下迫田良信君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかな投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- 1 番 吉 留 良 三 議員
- 2 番 江 口 祥 子 議員
- 3 番 松 崎 幹 夫 議員
- 4 番 田 中 和 矢 議員
- 5 番 平 石 耕 二 議員
- 6 番 中 村 敏 彦 議員
- 7 番 大六野 一 美 議員
- 8 番 濱 田 尚 議員
- 9 番 中 里 純 人 議員

10番 東 育 代 議員  
11番 西別府 治 議員  
12番 竹之内 勉 議員  
13番 原 口 政 敏 議員  
15番 福 田 清 宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大  
六野一美議員、濱田 尚議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（下迫田良信君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 13票

反対 1票です。

以上のおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

---

△日程第24～日程第26

議案第34号～議案第36号一括上  
程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第24、議案第  
34号から日程第26、議案第36号について一括して議  
題といたします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長原口政敏君登壇〕

○議会運営委員長（原口政敏君） ただいま議題と  
されました案件について、趣旨説明を申し上げます。

初めに、議案第34号いちき串木野市議会委員会条  
例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市行政組織条例の一部を改  
正する条例が議決されたことに伴い、総務厚生委員  
会及び産業教育委員会の所管について改正しようと  
するものであります。

次に、議案第35号いちき串木野市議会基本条例の  
一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市議会大規模災害対応指針  
及びいちき串木野市議会大規模災害対応行動マニユ  
アルの策定に伴い、大規模災害時の対応について定  
めるため、改正しようとするものであります。

次に、議案第36号いちき串木野市議会会議規則の  
一部を改正する規則の制定についてであります。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正に伴い、  
本会議及び委員会への欠席事由を明文化するととも  
に、出産について、産前・産後期間にも配慮した規  
定の整備を図ったほか、市議会に対する請願に係る  
署名押印について改正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜り  
ますようお願い申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。

まず、議案第34号いちき串木野市議会委員会条  
例の一部を改正する条例の制定について、質疑はあり  
ませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 次に、議案第35号いちき  
串木野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定  
について、質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 次に、議案第36号いちき  
串木野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定  
について、質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで  
質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第34号いちき串木野市議会委員会条  
例の一部を改正する条例の制定について、討論はあり  
ませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し  
ます。

本案は、原案のとおり決定することに御異議あり  
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号いちき串木野市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号いちき串木野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第27、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第28 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第28、閉会中

の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第29 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第29、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

令和3年度のいちき串木野市政の方向とその内容を確定していただいたところであります。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して、誠実に対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、令和3年第1回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時36分

## 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 1、件名 陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情  
陳情第5号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和3年3月26日

総務厚生委員会  
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良 信 様

---

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 事 件
1. 人口減少対策について
  2. 企業誘致について
  3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
  4. 行財政改革について
  5. 生活環境について
  6. 住民福祉について
  7. 健康増進について

令和3年3月26日

総務厚生委員会  
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良 信 様

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
  2. 商工・交通運輸について
  3. 食のまちづくり・観光振興について
  4. 社会基盤の整備について
  5. 教育問題について
  6. スポーツ・文化の振興について

令和3年3月26日

産業教育委員会  
委員長 田 中 和 矢

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良 信 様

---

### 議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

1. 議員研修会
  - (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
  - (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）  
薩摩川内市（川内原子力発電所）
  - (3) 派遣期間 令和3年4月15日  
令和3年5月20日
  - (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員